

香労発基0901第1号  
令和3年9月1日

団体の長 殿

香川労働局長



香川県最低賃金の引き上げと、中小企業・小規模事業者への支援策としての業務改善助成金等について（周知依頼）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、香川県最低賃金につきましては、令和3年8月23日に、第5回香川地方最低賃金審議会が開催され、香川県最低賃金を28円引き上げて1時間848円とすること等が最終確認（答申）され、香川労働局では、当該答申内容を踏まえ、香川県最低賃金を決定し、令和3年9月1日に官報公示を行って、令和3年10月1日から適用することとしています。

その一方で、最低賃金引き上げに対する中小企業・小規模事業者への支援策である「業務改善助成金」については、令和3年8月1日から新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、内容の拡充が図られるとともに、「雇用調整助成金」等については、業況特例等の対象となる中小企業が事業場内最低賃金を30円以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3か月間の休業については、休業規模要件（1/40以上）を問わず支給する特例が設けられています。

これらの助成金の活用にあたっては、香川県最低賃金の改正前後において、香川県最低賃金額が大きく影響し、令和3年10月1日以降においては、発効後の香川県最低賃金（848円）からの引き上げが必要となり、これらに係る留意点について、別添リーフレットを作成するとともに、より詳細な内容を香川労働局ホームページに掲載しています。

つきましては、別添リーフレットの配付、香川労働局ホームページへのリンク等を通じて、傘下企業・団体等（香川県社労士会に対しては、傘下社労士等）に対して、中小企業、小規模事業者の支援策としての各種助成金の活用について周知していただきますよう、ご協力のほどお願いいたします。

（担当）

香川労働局労働基準部賃金室 谷口

TEL 087-811-8919

[taniguchi-miwa.yj5@mhlw.go.jp](mailto:taniguchi-miwa.yj5@mhlw.go.jp)